

情報提供

那医発第 208 号
令和 7 年 7 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正に伴う差し替えについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 4 6 4 号

令 和 7 年 7 月 1 0 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」 の一部訂正に伴う差し替えについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正に伴う差し替えについての通知となっております。

沖縄県医師会報令和 7 年 7 月号付録において、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」により、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等に関するご連絡を申し上げたところです。

当該通知について、厚生労働省保険局医療課より添付のとおり一部訂正の事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載しております訂正前の通知につきましては、訂正後の通知と差し替えられておりますことを申し添えます。

記

- 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正に伴う差し替えについて
(令和 7 年 7 月 2 日 (日医発第 525 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第525号（保険）
令和 7 年 7 月 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公 印 省 略）

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
の一部訂正に伴う差替えについて

令和 7 年 6 月 18 日付け日医発第 465 号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」により、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等に関するご連絡申し上げたところです。

今般、当該通知について、厚生労働省保険局医療課より添付のとおり一部訂正の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載しております訂正前の通知につきましては、訂正後の通知と差し替えさせていただきます旨、申し添えます。

（添付資料）

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正に伴う差替えについて

（R7. 6. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和7年6月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】殿

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の
一部訂正に伴う差し替えについて

令和7年6月12日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長宛てに発出した「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保医発0612第1号）」について、下記のとおり訂正がございました。つきましては、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差し替えをお願いします。

記

箇所	正	誤
[別添1] 別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品の品名「リバルエンLAパッチ25.92mg」及び「リバルエンLAパッチ51.84mg」のメーカー名	東和薬品	リバスチグミン
[別添2] 別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」の品名「エクメット配合錠HD」の薬価	46.50	47.20
[別添2] 別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」の品名「エクメット配合錠LD」の薬価	47.20	46.50

保医発 0612 第 1 号
令和 7 年 6 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第179号及び令和7年厚生労働省告示第180号をもって改正され、令和7年6月13日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬9品目、注射薬15品目、外用薬3品目及び歯科用薬剤1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）の品目のうち、照射洗浄血小板HLA-LRBS「日赤」、照射洗浄血小板-LRBS「日赤」、照射濃厚血小板HLA-LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板-LRBS「日赤」については、輸血後細菌感染症を防止するため、新たに細菌スクリーニングを導入して製造した血小板製剤であることから、それぞれ既収載品と区別する

ため、別銘柄収載としたこと。

- (3) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 9 品目及び注射薬 1 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (4) (1)及び(3)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 3 7	3, 4 8 4	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 2 9

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医薬品医療機器等法の規定に基づき製造販売承認され、新たに使用医薬品への収載希望があった手技料に包括される医薬品（外用薬 2 品目）について、掲示事項等告示の別表第 3 に収載したものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第 3 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	9	3 3	4 6

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 照射洗浄血小板HLA-LRBS「日赤」及び照射洗浄血小板-LRBS「日赤」
洗浄血小板製剤の使用適正化については、「「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成 28 年 6 月 14 日付け薬生発 0614 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により通知されているところであるので、使用に当たっては十分に留意すること。なお、同通知において、「洗浄血小板製剤については、輸血による副作用を防止するという目的に鑑み当該製剤の使用が望ましい状態にある患者に対して適切に投与されるよう、その使用については改正内容を踏まえ、必要と考えられる場合に限り」とされていることから、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるものであり、本製剤の使用が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

- (2) 照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
本製剤により輸血を行う場合には、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）の別表の「Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格」の「140 輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）」及び「142 輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）」は別に算定できないものであること。
- (3) 「薬価基準等の一部改正について」（平成9年6月20日付け保険発第82号）の記のⅡの2を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年11月13日付け保医発1113第1号）の記の2の（3）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（3）を削除する。
- 2 フロモックス錠75mg、フロモックス錠100mg、フロモックス小児用細粒100mg 及び後発医薬品のセフカペン ピボキシル塩酸塩水和物製剤の保険適用上の取扱い
本製剤の重要な基本的注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成17年6月10日付け保医発第0610001号）の記の2の（2）中「グリベック錠100mg」を「グリベック錠100mg 及び後発医薬品のイマチニブメシル酸塩製剤」に改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成25年12月13日付け保医発1213第6号）の記の2の（3）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成26年6月20日付け保医発0620第1号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成26年12月11日付け保医発1211第1号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年6月18日付け保医発0618第2号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年12月10日付け保医発1210第1号）の記の3の（5）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年6月16日付け保医発0616第1号）の記の3の（4）を削除する。
- (5) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成29年8月29日付け保医発0829第8号）の記の3の（1）中「カナリア配合錠」を「カナリア配合錠及び同配合OD錠」に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年11月25日付け保医発1125第1号）の記の4の（1）中「エクメット配合錠LD及び同HD」を「エク

メット配合錠 LD、同配合錠 HD 及び後発医薬品のビルダグリプチン／メトホルミン塩酸塩配合剤」に改める。

4 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 7 年 3 月 7 日付け保医発 0307 第 2 号）を以下のとおり改正する。

① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 6 月 13 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和7年6月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	4291011F1222	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	イマチニブ錠 1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	245. 20
内用薬	3929007F1053	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 2 5 m g 「ケミファ」	富士化学工業	88. 60
内用薬	3929007F2050	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 5 0 m g 「ケミファ」	富士化学工業	137. 70
内用薬	3969104F2033	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠HD 「トーワ」	東和薬品	23. 30
内用薬	3969104F2041	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠HD 「日新」	日新製薬（山形）	23. 30
内用薬	3969104F1037	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠LD 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	3969104F1045	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠LD 「日新」	日新製薬（山形）	23. 60
内用薬	4291024M2071	レナリドミド	2 . 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル 2 . 5 m g 「F N K」	藤本製薬	2, 996. 70
内用薬	4291024M1075	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル 5 m g 「F N K」	藤本製薬	3, 648. 20
注射薬	2171403G1040	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 筒	ニトログリセリン静注 2 5 m g ／ 5 0 m L R F I D シリンジ「テルモ」	テルモ	1, 208. 00
注射薬	4291412D1091	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「タカタ」	高田製薬	24, 869. 00
外用薬	6290702Q1037	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 % 「科研」	科研ファルマ	676. 30
外用薬	1319822Q1048	タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	タフチモ配合点眼液「日点」	ロートニッテン	343. 50
外用薬	1190700S5024	リバスチグミン	2 5 . 9 2 m g 1 枚	リバルエンL A パッチ 2 5 . 9 2 m g	東和薬品	215. 30
外用薬	1190700S6020	リバスチグミン	5 1 . 8 4 m g 1 枚	リバルエンL A パッチ 5 1 . 8 4 m g	東和薬品	329. 00
外用薬	2612701Q6031	ポビドンヨード	1 0 % 2 5 m L 1 管	ポビドンヨード液 1 0 % 消毒用カートリッジ「オーツカ」 2 5 m L	大塚製薬工場	16. 80
歯科用 薬剤	2710806U3024	リドカイン塩酸塩・アドレナリン	1 m L 1 管	エピリド配合注歯科用カートリッジ 1 . 0 m L	ニプロ	63. 50

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和7年6月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3969104F2025	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1錠	エクメット配合錠HD	ノバルティス ファーマ	46.50
内用薬	3969104F1029	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1錠	エクメット配合錠LD	ノバルティス ファーマ	47.20
外用薬	6290702Q1029	エフィナコナゾール	10%1g	クレナフィン爪外用液10%	科研製薬	1,396.80

ル塩酸塩錠75mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
ル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
ル塩酸塩錠100mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
シル小児用細粒10%「SW」	セフジトレン ピボキシル	
シル錠100mg「SW」	セフジトレン ピボキシル	
トーワ」	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
日新」	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
トーワ」	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
日新」	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
2.5mg「FNK」	レナリドミド	4
5mg「FNK」	レナリドミド	
P	人工透析液	
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	10
BS「日赤」	人血小板濃厚液	10
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	5
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	10
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	15
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	20
BS「日赤」	人血小板濃厚液	5
BS「日赤」	人血小板濃厚液	10
BS「日赤」	人血小板濃厚液	15
BS「日赤」	人血小板濃厚液	20
n	プラルエリリン塩酸塩	

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準等の一部改正について」（平成9年6月20日付け保険発第82号）の記のⅡの2

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>フロモックス錠 75mg、フロモックス錠 100mg、フロモックス小児用細粒 100mg 及び後発医薬品のセフカペン ピボキシル塩酸塩水和物製剤の保険適用上の取扱い</u> 本製剤の<u>重要な基本的注意</u>に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>フロモックス錠七五 mg、フロモックス錠 一〇〇mg 及びフロモックス小児用細粒一〇〇mg の保険適用上の取扱い</u> 本製剤の<u>使用上の注意</u>に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 11 月 13 日付け保医発 1113 第 1 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「JG」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「YD」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 100 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒 10%小児用「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「サワイ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「YD」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「YD」 本剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「SW」、同錠 75mg 「SW」及び同錠 100mg「SW」 本製剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の 発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必 要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているの で、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 17 年 6 月 10 日付け保医発第 0610001 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) グリベック錠 100mg <u>及び後発医薬品のイマチニブメシル酸塩製 剤</u> (略)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) グリベック錠 100mg (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(3) イマチニブ錠 100mg「EE」、同「NK」、同「KN」及び同「ヤクルト」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 6 月 20 日付け保医発 0620 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) イマチニブ錠 100mg「NSKK」、同「DSEP」、同「ニプロ」及び同 「明治」並びにイマチニブ錠 200mg「ニプロ」及び同「明治」 本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療 施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のも とで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与するこ と。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危 険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記 載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(2) イマチニブ錠 100mg「サワイ」、同「オーハラ」及び同「ケミファ」</u> <u>並びにイマチニブ錠 200mg「ヤクルト」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 6 月 18 日付け保医発 0618 第 2 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) <u>イマチニブ錠 100mg「JG」、同「TCK」、同「トール」、同「日医工」及び同「ファイザー」並びにイマチニブ錠 200mg「トール」及び同「日医工」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(5) イマチニブ錠 200mg「サワイ」</u> <u>本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(4) イマチニブ錠 100mg「テバ」</u> <u>本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 8 月 29 日付け保医発 0829 第 8 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1）カナリア配合錠 <u>及び同配合 OD 錠</u> ①～② （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1）カナリア配合錠 ①～② （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 11 月 25 日付け保医発 1125 第 1 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） <u>エクメット配合錠 LD、同配合錠 HD 及び後発医薬品のビルダグ リブチン／メトホルミン塩酸塩配合剤</u> ①～② （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） エクメット配合錠 LD <u>及び同 HD</u> ①～② （略）